

非化石価値取引市場の利用価値向上に 向けた検討の方向性

2018年10月22日

検討の背景

- 貫徹小委中間とりまとめにおいて定められた方針に基づき、①非化石価値を顕在化し、証書（以下、「非化石証書」という）として取引を可能とすることで、小売電気事業者の高度化法上の非化石電源調達目標の達成を後押しするとともに、②需要家にとっての選択肢を拡大しつつ、固定価格買取（FIT）制度による国民負担の軽減に資する、非化石価値取引市場がまずはFIT電源分を対象として平成30年5月に創設された。
- 貫徹小委においては、非化石証書を電源種毎に細分化する等の商品設計については事業者のニーズを踏まえ市場開設後も継続的に検討していくこととされている。よって、非化石証書に対応する電源種や発電所所在地等属性情報を明らかにすることに関してどのような事業者ニーズが存在するかを把握すると共に、属性情報の管理・追跡のためどのような情報基盤や仕組み（以下、「トラッキングスキーム」）が必要となるのかについても検討を進めた上で、試行的に実施していくこととしたい。
- 本検討の成果として非化石価値取引市場の利用価値が高められていくことを期待する。

本作業部会におけるこれまでの議論状況

- 第19回制度検討作業部会において、非化石証書のトラッキングについてご議論いただいている。

第19回制度検討作業部会議事録より作成

これまでのご議論内容

属性情報の付与

- 非化石証書は再エネによる発電であることしか特定することができない
- 発電所レベルで特定することで、再エネの中でもより環境負荷が小さい方法で発電しているか確認をしたい
- 個別の発電方法の環境負荷に対する評価はFIT制度下で確認するのが妥当ではないか
- 細分化によって市場の流動性が低下する恐れもあって、細分化を行わない形式をとっている

トラッキングスキーム

- 属性情報をダブルカウントなく証明する統一的な情報基盤システムを導入することで、様々な場面でより安価・簡易に属性情報を証明できる
- CO2を削減するという目的においてトラッキングシステムがなくとも基本的な要求は満たされており、導入に際しては総合的な費用対効果の検証が必要
- 卒FIT分については相対契約による紐づけも可能になってくる

パブリックコメントにおいて寄せられたご意見

- 平成29年12月から平成30年1月にかけて募集されたパブリックコメントにおいても、非化石証書のトラッキングに関する要望が寄せられている

パブリックコメントにおいて寄せられたご意見

第19回制度検討作業部会資料6-1より作成

属性情報の 付与

- 制度検討作業部会場で早急に検討を開始して電源毎の細分化を速やかに実施していただきたい。具体的には、以下の種別に電源を細分化して、非化石証書を取引できるようにする。
 - 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他の再生可能エネルギー
 - 原子力
- 非化石価値取引市場内で発電技術によるカテゴリを創出することで希望するタイプの再生エネルギープロジェクトの証書調達を可能にすることが求められる。100%再生可能エネルギーの目標を達成するため、弊社は様々な技術や再生可能エネルギー源をバランスすることに関心がある。多くの選択肢を提供することは、新しく成長する非化石価値取引市場に対して弊社やその他100%再生可能エネルギーにコミットする企業のさらなる参加を促すことにつながるが考えられる。

トラッキング スキーム

- 非化石証書に十分なトレーサビリティを確保することで、再生可能エネルギー購入のグローバルでの説明責任を果たせるようにすることが求められる。弊社が非化石価値取引市場に参加するためには、市場を通じて獲得したそれぞれの証書について再生可能エネルギーの電力に関する詳細な情報が必要となる。具体的には、1) プロジェクトの委託日、2) 発電日、3) プロジェクトの場所、4) プロジェクトの基本仕様、5) 当該証書が由来する技術を含む。
- 欧米では電力の消費者が購入対象の電源を特定して電力を調達できるように制度が作られている。電源の個別情報（所在地、事業者名、運転開始年など）をもとに、建設時や運転時の環境負荷を消費者が確認するためである。非化石証書においても、証書の元になる電源の個別情報を付属させた形で取り引きできるようにすべきである。

トラッキングする情報（現状案）

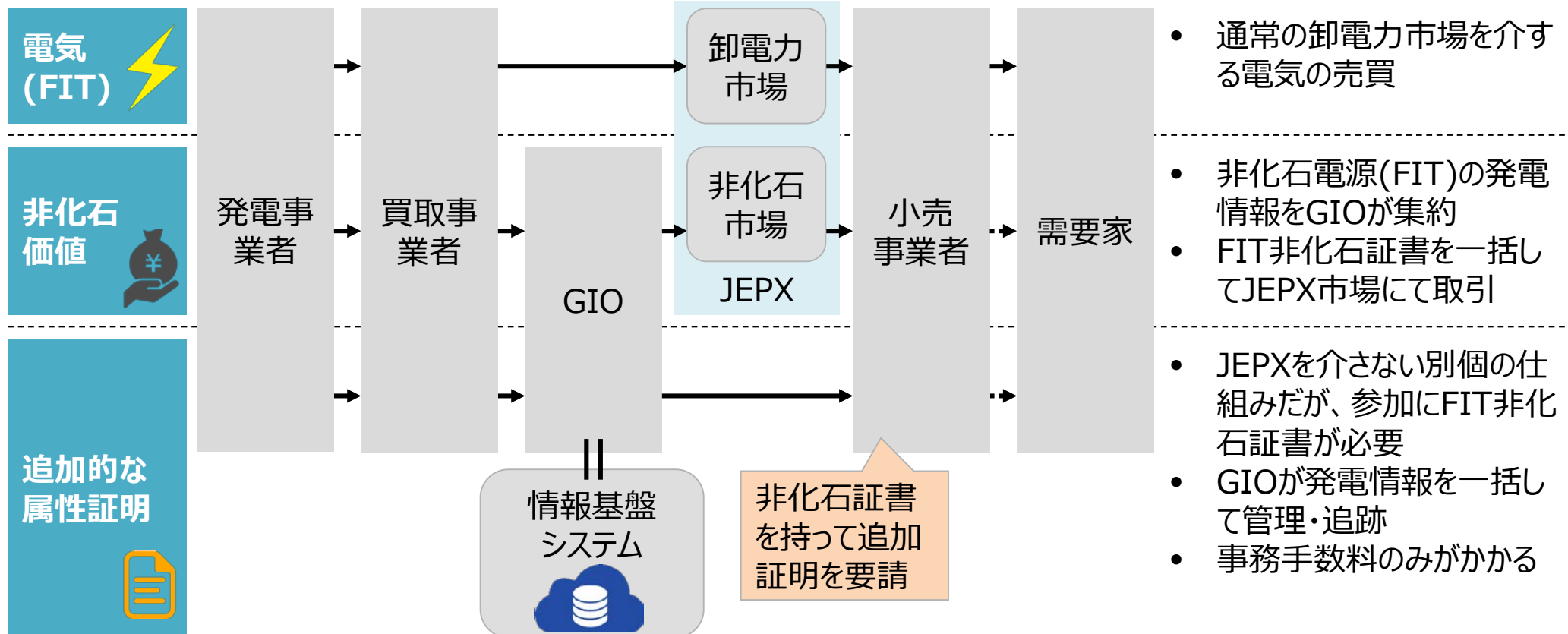
- どのような情報をどれ程の粒度感でトラッキングする必要があるか、事業者ニーズの調査・分析を今後進めるが、現状では例えば下記のような情報を想定している。
 - － 電源種
 - － 発電所名
 - － 発電所所在住所
 - － 発電量
 - － 証書発行日
 - － 発電時期 等

FIT非化石証書トラッキングスキームの概要（現状案）

- 詳細は今後検討を進めるが、GIOにおいて情報基盤システムを用いてFIT電気に付随する属性情報を一括して管理し、小売事業者が特定の属性情報の帰属を宣言したい場合には購入した非化石証書を持ってGIOに証明を求めるスキームを検討中。

取引フロー概要

備考



- 通常の卸電力市場を介する電気の売買
- 非化石電源(FIT)の発電情報をGIOが集約
- FIT非化石証書を一括してJEPX市場にて取引
- JEPXを介さない別個の仕組みだが、参加にFIT非化石証書が必要
- GIOが発電情報を一括して管理・追跡
- 事務手数料のみがかかる

今後の検証項目

- 事業者ヒアリングやトラッキングスキームの試行を通して下記項目の検証を行っていく。

検証項目

商品細分化 のニーズ

- 需要家や小売事業者はどのような種類の商品においてどの程度の粒度での商品細分化を求めているか
- どの程度の需要家や小売事業者が商品細分化とトラッキングスキームの利用を希望し、導入により化石市場の利用状況にどの程度のインパクトがあるか

トラッキング スキーム

- 需要家や小売事業者、関係諸団体にとって信頼のおけるトラッキングスキームはどのような要件を満たす必要があるか
- 求められる要件を満たすためには具体的にどのようなルールと情報基盤システムが必要となるか

実証実験の枠組み

- 実証実験については下記のような枠組みを想定している。
 - **時期:** 2019年2月に実施されるFIT非化石証書オークションに併せて実施（対象となる電気は2018年7～9月発電分）
 - **対象事業者:** 発電・小売事業者から参加希望者を募る。需要家は契約する小売事業者を通して参加可能
 - **地理的範囲:** 全国
- 5月以降のオークションでの扱いについては、実証実験の結果を評価した上で検討していく。
- なお、本トラッキングスキームは非化石証書に対応する電源種や発電所所在地等属性情報を明らかにするものであり、非化石証書そのものの位置づけや販売方法等を変更するものではない。小売事業者による需要家への訴求方法については今までどおり小売ガイドラインに従うものとする(例:「当社が販売するFIT電気は、再エネ指定の非化石証書(※)の使用により、実質的に再生可能エネルギーによる電気としての価値を有します。」※需要家に電源構成について誤認を与えない方法で非化石証書のトラッキング情報を別途開示することは認める。)